

令和4年定例会3月会議

豊浦町議会会議録

令和4年3月8日（火曜日）

午前10時00分 再開

午後3時27分 散会

令和4年定例会3月会議
豊浦町議会会議録

令和4年3月8日（火曜日） 午前10時00分 再開

◎議事日程（第1号）

再開宣告

開議宣告

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議会運営委員長報告

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案一括上程（議案第3号から議案第14号及び発議第1号）

予算概要説明

予算審査特別委員会設置及び議案付託

日程第5 議案第15号 令和3年度豊浦町一般会計補正予算（第10号）について

日程第6 議案第16号 令和3年度豊浦町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について

日程第7 議案第17号 令和3年度豊浦町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第8 議案第18号 令和3年度豊浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第9 議案第19号 令和3年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第10 議案第20号 令和3年度豊浦町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について

◎追加議事日程

日程第1 行政報告

◎出席議員（7名）

議長	8番	根津公男君	副議長	7番	石澤清司君
	1番	山田秀人君		3番	小川晃司君
	4番	勝木嘉則君		5番	大里葉子君
	6番	渡辺訓雄君			

◎欠席議員（1名）

2番 木村辰二君

◎説明員

町	長	村	井	洋	一	君
教	育	長	吉	田	朋	行
代	表	監	菅	野	厚	志
總	務	課	本	所		淳
地	方	創	久々	湊		忍
地	方	創	竹	島	英	和
町	民	課	長	谷	部	晋
産	業	觀	藤	原	弘	樹
産	業	觀	瀬	野	栄	一
産	業	觀	堀		克	吉
建	設	課	竹	林	善	人
建	設	課	武	石		修
生	涯	学	杉	谷	佳	昭
總	合	保	井	上	政	信
總	合	保	高	橋	美	香
国	民	健	半	澤		豊
国	民	健	秋	島	弘	子
康	保	險				君
病	院	事				君
院	事	務				君
事	務	長				君
務	次	長				君
長						君
次						君
長						君
次						君

◎事務局出席職員

事	務	局	長	荻	野	貴	史	君
書	記	(会	計	年	度	任	用
職	員)		熊	坂	早	智	恵
								君

◎再開宣告

○議長(根津公男君) 皆さん、おはようございます。

本日、3月8日は休会の日であります。議事の都合により、定例会3月会議を再開いたします。

なお、ただいまの出席議員は7名であり、法第113条の規定による定足数を満たしております。よって、会議は成立いたします。

◎開議宣告

○議長(根津公男君) これより、本日の会議に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(根津公男君) 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において、6番、渡辺訓雄議員並びに7番、石澤清司議員を指名いたします。

◎議会運営委員会委員長報告

○議長(根津公男君) 日程第2、議会運営委員会の委員長報告をいたします。

議会運営委員会の副委員長から、去る3月1日に開催されました議会運営委員会による本会議の運営等についての協議経過と結果の報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会山田秀人副委員長、登壇願います。

○1番(山田秀人君) ご報告いたします。

令和4年定例会3月会議の議事日程等につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

会議に付議されている案件は、執行機関からの提案によるものとして、令和3年度分につきましては、一般会計と特別会計の補正予算が合わせて6件となっております。

令和4年度分については、各会計予算が8件、条例の制定が1件、一部改正が3件の計12件であります。

また、一般質問は、2名の議員から11件の通告があったことから、1日間の日程と設定したところであります。

次に、令和4年度予算と関連する議案等については、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、3月10日、11日、14日、15日の4日間の日程で、休会中の審査とし、16日は休会とすることにいたしました。

なお、議会側からは、発議1件と意見書が1件上程されているところであります。

このことから、定例会3月会議の会期等につきましては、一般質問及び予算審査特別委員会での審査期間等を考慮し、本日3月8日から17日までの10日間としたところでございます。

本会議は、骨格予算の編成ではあるものの、新年度予算の審議等もあり、期間も長くなることから、円滑なる議会運営に特段のご協力をいただきますことをお願い申し上げ、報告といたします。

○議長(根津公男君) 議会運営委員会の委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑はありますか。

(「なし」と言う人あり)

- 議長（根津公男君） なしと認めます。
よって、委員長報告は報告済みといたします。

◎諸般の報告

- 議長（根津公男君） 日程第3、諸般の報告をいたします。
議会におけるその後の動向等につきましては、配付文書により報告といたします。
次に、本定例会3月会議の会期等につきましては、議運の委員長報告のとおり、本日3月8日から17日までの10日間といたします。
また、本定例会の3月会議における町長からの提出議案、その他の資料等につきましては、それぞれ配付のとおりであります。
なお、説明員及び委任職員は、15名であります。
最後に、本日の審議予定である議案第15号 令和3年度豊浦町一般会計補正予算（第10号）のうち、天然豊浦温泉しおさい経営安定化事業に関する追加資料が提出されておりますので、日程第5の議案第15号の審議に入る前に、本会議を休憩し、全員協議会を開催いたしますので、ご了承願いたいと思います。
以上、諸般の報告といたします。

◎日程追加の件

- 議長（根津公男君） 次に、議案の審議に移るところですが、町長から2件の行政報告の申出がありました。
お諮りいたします。
行政報告を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

- 議長（根津公男君） 異議なしと認めます。
よって、行政報告を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

◎行政報告

- 議長（根津公男君） 追加日程第1、町長からの行政報告を行う旨の申出がありましたので、これを受けることといたします。
なお、行政報告は2件ありますので、2件にわたって先に報告をいただき、その後、特に確認したい事項等があれば、1件ずつ分けて発言を許すことといたします。

村井町長。

- 町長（村井洋一君） それでは、行政報告をさせていただきます。
1点目は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反容疑に係る書類送検についてご報告をいたします。
昨年6月25日以降、漁業系一般廃棄物リサイクルセンターの残渣水について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反容疑により、警察の強制捜査を受けておりましたが、本年3月3日、副町長及び3名の職員が書類送検されました。
改めて、町民の皆様をはじめ、多くの皆様の町政に対する信頼を大きく損なってしまいましたことに、心からおわびを申し上げます。
町として、今回のことを非常に重く受け止め、今後の経過を確認しながら、厳正に対処する

とともに、再発防止に全力で取り組んでまいります。

私自身も、今後の経緯を踏まえ、最高責任者としてその責任の重さを真摯に受け止め、自身の処分について適切に対応してまいります。

また、今回の書類送検されたことに関しては、町民の皆様のおわびの文書として広報とともに配布させていただくことにいたしました。

誠に申し訳ございませんでした。

なお、現在行われている残渣水処理は、発酵槽への散布と一時的な貯留タンクへの保管としておりますが、今後の残渣水の処理については、北海道に提出した改善計画書に沿って処理することとしておりまして、発酵槽における散布をはじめ、排水基準に基づく河川放流も視野に入れ、北海道や関係機関と協議を進めているところでございます。

今後とも、できるだけ早期に残渣水処理の改善に取り組んでまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反容疑に係る書類送検に関してのご報告といたします。

2点目でございます。

副町長の選任についてご報告いたします。

北海道に派遣要請しておりました副町長人事につきましては、明日3月9日に議会で説明を申し上げ、3月17日に議決いただければ、4月1日からの執務執行開始を予定しておりました。

しかしながら、先ほど行政報告させていただきましたとおり、令和3年6月25日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反容疑により、北海道警察の強制捜査を受け、本年3月3日に副町長及び職員3名が書類送検されました。

このことにより、北海道に対しても改めて経過の説明を行い、派遣へ向けて協議、調整を進めているところでありますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件に関する議会へのご説明につきましては、協議会を含め、改めてご案内いたしますので、併せてご理解を申し上げます。

以上、副町長の選任に関してのご報告といたします。

よろしく申し上げます。

○議長（根津公男君） 町長の行政報告が終わりましたが、最初に1点目の廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反容疑に係る書類送検についての発言があれば受けたいと思います。

山田議員。

○1番（山田秀人君） まず、1点目の北海道警察が廃棄物処理法違反で、昨年6月に家宅捜査に、この役場に入ったということですが、結局、今の報告では、きちんと真相がはっきりしたのかということが、なかなか述べられておりません。（「そうだ」と言う人あり）

それで、私は昨年9月に会議で一般質問をしましたが、捜査中について詳しく申し上げることはできませんでしたということでありました。その質問の中でも、各新聞社の記事、そういうものから情報を得ながら質問しましたが、それらについては、一切の認識、理解、こういうものが私どもや町民には全然伝わってきません。

実際の事の起こりはどうだったのか、きちんと説明していただけませんか。どうなのですか。まず、伺います。

○議長（根津公男君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） 実際のところと言っておりますけれども、書類送検されたということは、警察から検察のほうへ書類が行って、今、検察のほうで捜査をしているという状況でござ

います。

そういった中でございますので、私も詳しい捜査の中身については、なかなか知る由もないといえますか、その辺が分からないのですけれども、いずれにしても、前にも申し上げているとおり、ホタテの水揚げ時による雑物、また、それに伴う残渣水、水分が伴うということで、雑物量、残渣水が当初計画より大幅に増えてきたということでございます。そういったことにより、残渣水がうまく活用されず、あふれる危険性が出てきたことから、その一部を町有地において処理したということでございます。

そのことによりまして、周辺での臭い、またササ原の一部が塩分等により枯れたという状況でございまして、そのことによって捜査を受けてきているということでございます。

いずれにしても、これからもこの捜査状況をしっかりと受け止めながら、その内容を精査し、確認して、対応してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（根津公男君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） 今、おっしゃったのは、いわゆる法律違反によって法律を取り締まる警察、これが捜査をしたということであります。ですから、実際に廃棄物を違法投棄したという行為に基づいて今捜査しているということであります。

しかし、この背景というのはどういうことだったかということなのです。もう何年も前、十数年も前からホタテの付着物というのは処理に非常に苦勞していたと。これは町長が議員の時代から、もう長年、皆さん苦勞して、いろいろな処理方法をやってきたわけですよ。ですから、この付着物の処理については、今のハザカプラントが3,000トンというキャパシティーというか、許容量といえますか、そういうような限界に達していたのです。それを、もう数年前から6,000トン揚がった、7,000トン揚がった、1万トン揚がったということなのです。それをきちんと処理していなかった。こういうことが、今言ったように捜査機関から書類送検される、そういうことに至ったのではないですか。

そういう背景があったということは、行政的にもやはり手落ちがあった、こういうことになりませんか。

○議長（根津公男君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） 今回のことばかりでなくて、以前からというお話でございます。我々とすれば、処理能力は3,000トンと言われてはいますが、マックスで5,000トンというふうにも聞いております。そういった中で、委託契約を結んできているということでございます。

何か事があればお互いに協議をするということになっておりましたけれども、私の議員の時代からということではございますが、そういうことは表になっていないといえますか、私の耳にも入っていない。どのようにして処理されてきたのかということも、毎年毎年のことですから、雑物の量の多さ、また残渣水の量の多さもでございます。そういうことでございますので、今回、こういうふうな事態に陥ったことにつきまして、改めて今までの経緯も含めてしっかりと捜査状況を見ながら対応していかなければならないと思っております。

いずれにしても、できるだけ早く残渣水の処理の改善に取り組むことが急務であるということでございまして、今はその辺をしっかりと進めておりますので、二度とこのようなことが起きないように努めてまいらなければならないという覚悟でございます。

○議長（根津公男君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） もう3回目ですから、これ以上は言いませんけれども、やはり、こういう背景として、結局は処理ができないような状況になって不法投棄せざるを得なかったとい

うような背景があったわけですから、そこら辺は実際に実行した者にとっては、処罰を受けるということはありますけれども、そういうような背景があったことは行政としても十分に認識しながら、そして、これは職員を大事にしなければならないですよ。ちゃんと法律を守って、町民に対しても信頼を得る、これがこれからの豊浦町が執行機関として進める役目だと思います。

ですから、はっきり言いまして、そういう職員の方はきちんと反省して、職務にいそまなければならない、そういうことを私は強く願うものであります。

また、町長は最高責任者ですから、その点も十分に踏まえ、自分の身の処し方をきちんと考えていただきたいということでもあります。

以上であります。

○議長（根津公男君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） まず、今回の経緯に至ったことに関して、しっかりと町民の理解を得るように努めていきたいと思っております。

また、職員の反省を促すということは当然のこととございまして、それと同時に、職務に精励できるよう、また、そういったことがないよう整備を進めていかなければ駄目であり、そういった中で、今回の職員だけでなく、しっかりと基礎として職員を守っていかなければ駄目だと思っております。

それと同時に、先ほども述べましたように、最高責任者としての責任の在り方、これについては、当然のことながら、私自身も処分についてこれから判断していかなければならない、経緯を見ながら判断していくということにさせていただきます。

○議長（根津公男君） ほかにございますか。

渡辺議員。

○6番（渡辺訓雄君） 今、同僚とのやり取りも聞きましたけれども、私からの結論は、やってしまったことはしょうがない。小学校や中学生の子どもではないのだからね。あとは、書類送検されて、検察庁で起訴、あるいは不起訴、あるいは罰金刑様々に、近いうちにまた判決が出るでしょう。道新にも載っているのだ。7人はおおむね容疑を認めている。警察の意見書は、厳重処分、起訴相当となっているのだ。町長、今のこのやり取りを見ていたら、今までのホタテ、水産、残渣物系の関係について、ハザカプラントの残渣水も含めて、耳にしていなかったと。町長、これはとんでもない言い方ですよ。予算もあるでしょう。決算もあるでしょう。そういう言い方は関係者に失礼極まる。それが一つです。

私がどうのこうののではない。あとは司法でしてくればいいのです。私はあなたに電話なども含めて連絡をあえてしたではないですか。5月22日ですよ。6月ではないのですよ。その前には、漁協にも様々な事情があって、4月に礼文に投棄していたではないですか。それも聞いていない、何も聞いていない、沈黙は金なりという言葉がありますけれども、そんなものではないですよ、町長。私はあなたに5月22日に電話しているのです。不法投棄の町有地に、副町長にも言っている。やり取りの細かいことはここでは言いませんけれども、明日には一般質問もあるから。今回は歯に衣着せないで申し上げさせていただきますけれども、5月22日にあなたに電話しているのです。高岡にタンクを置いて捨てているから確認しなさい、とんでもないことだよと。まず、ここまでは言うておく。

それから、これについては、様々な、ハザカプラント関係も含めて、バイオガスも含めて、いろいろなやり取りをしてきた。やり方もあるでしょう。委託業者の関係もあるでしょう。チェックもあるでしょう。様々なこと、細かいことは別ですけれども。

それから、これは連動しますけれども、副町長選任のことについてもそうですよ。新しい血に入れ替えて、人づくり、まちづくりをしよう。安心・安全なまちづくりをしよう。あなた自身が自分の血を入れ替えなければ、上がそうでなければ子方は働かないですよ。仕組みももちろん。こういう説明であれば、安心・安全まちづくりというものからあなたは逆行しているのではないのですか。

私は、非常に情けないというか、恥ずかしいなと思います。でも、本当に正しいことを、言っていることをあなたがしっかりと受け止めて、改善、改革をしていかなければいけないのです。あなたにみんな寄ってくると思う。都合がよくなればみんな寄ってくると思う。そうではないですよ、町長。同じ故郷に、この町で生まれともに育ってきた同志ですよ。私はそういう寛大なリーダーに、イコール、横綱になってほしいなと思って少しは申し上げているのだけれども、前置きが長くなりましたけれどもね、町長、この捜査はもう終わったのだよ。

職員を叱ることなく、委託業者も叱ることなく、捨てた人も叱ることなく、やはりコンプライアンスですよ。規則、ルールに基づいて、落ち着いて、そして、次の対策をするのがあなたの仕事ですよ。そして、機能させるのもあなたの仕事ですよ。

そこで、町長、前から再発防止は取り組みますと。去年の9月までにも取り組んでいきたいと。していないということではないですよ。そこで、様々な町長のおわびも含めた書類送検の文言を皆さんは熟読していると思いますけれども、再発防止に全力で取り組んでまいります。もう少し具体的にお尋ねしたいと思っていました。

それから、最高責任者として、責任の重さ、これも前回は町民に配布しましたし、議会でも行政報告で受け止めています。自分の処分は、適切に対応してまいりますと。私は、これを契機に辞職して、もう1回改めて、再町長選をやったほうが町民は分かりやすいと思う。今まではエンドユーザー、私はほとんど町民に真実を知っている人はいないと思う。

それから、町長、町民におわびの文書、これもいいでしょう。

それから、北海道に提出した改善計画書に沿って処理することとしており、排水基準に基づく河川放流も視野に入れ、北海道や関係機関と協議を進めているところです。

これらも含めて、具体的にお尋ね申し上げたい。

町長は、本当に全部は知らないかもしれない。ただ、やり取りの中で耳にしていない言葉に私は違和感を持った次第であります。様々な思いはあるでしょう。

今日、町長が説明したときに、後ろの両名は起立をしていました。少しは反省しているのかなというパフォーマンスはあるけれども、私はあえてパフォーマンスと申し上げます。何回も議会でいろいろと言われているのですよ。名前は申し上げませんが、あまりにも議회를軽視している。そうは申し上げたくないけれども、私は日本の法治国家をあまりにも軽視した、私はそのように思っています。前置きが長くなりましたが、何点か質問しましたので、総論で結構ですから、また私は明日も出番がありますので、ここのほうがいいなと思って、そんな思いで申し上げた次第です。

○議長（根津公男君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） 先ほど言いました耳にしていないということは、先ほど、山田議員でしたか、私が議員の時代からということでした。今、渡辺議員が言われたその辺のことではなく、議員時代からそういうふうになっていたということを私自身はということでお答えしたつもりでございます。

当然のことながら、渡辺議員が言われたことに関しては承知しておるということでございますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

これからの私自身のことに関しては、先ほどとも重複しますが、今後の捜査の状況を見ながら判断させていただきたいと思っております。

また、今後の処理の仕方ということでございますけれども、これは残渣水を発酵槽に入れることを前提といたしまして、処理に余る部分については、今、違う処理の仕方でやろうということで今は進めているところでございます。その辺に関して、先ほどもしやいましたが、きちんと排水基準に基づいて、クリアした中で河川放流も視野に入れながら対応していくと。その整備に関してもできるだけ早くしていきたいと考えてございます。

いずれにしても、町民の皆様方のご理解をいただきながら、議会の皆様のご理解をいただきながら、これらの処理の仕方について推進していきたい。できるだけ早く提案をしながら、安心して皆さんが仕事に精励できますように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

今後とも、この状況を肌で感じながら、コンプライアンス、法令遵守を念頭に置きながら町政に励んでいく、また励んでいただきたいというふうに思っております。

○議長（根津公男君） 渡辺議員。

○6番（渡辺訓雄君） 言いたくないことも中にはあるかもしれませんが、北海道に提出した改善計画書に沿って処理することとしておりというのが、今、後段に言った内容なのですね。

それで、この排出基準に基づく河川放流、それも規則、ルールの中でできれば、それに勝つことはないでしょう。先を察すると、いろいろな課題もあるかもしれませんが、それらの可能性はあるのですか。協議を進めているところでもありますということですが、その排出基準というのは大丈夫なのですか。薄めれば薄めるほどいいかもしれないけれども、費用のことも含めて、そこら辺はいかがなものですか。

○議長（根津公男君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） 残渣水の成分分析をした上で、試験的に何回か行っております。

特に排水基準に基づいて、それ以下になるという前提のもとで今取り組んでいるところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っています。

○議長（根津公男君） 渡辺議員。

○6番（渡辺訓雄君） それで、副町長及び3名の職員が書類送検されましたと、2人はそこで起立して町長がおわびをきちんと行って、沈黙しておったけれども、もう1名は誰なのですか。言えないのですか。書いてあるから3名と。2人はそこにいたよ。それは対応の仕方がおかしいのではないのですか。何も言わないから、私は言いたくないことを言っているのだよ。

私が言っている意味は分かりますよね。ここに副町長以下職員3名と書いているのです。この書類送検も含め、町長が行政報告をしたときに、2名はそこに起立をして頭を下げていました。心中を察すれば、これも勇気ある行動だと思う。

あと1名は誰なのですか。町長、こういうことを当たり前にやるべきでないのか。ある意味では公平に。その人が今日は来ていないのなら別だよ。何か理由があるのですか。名前も含めて。一番みんなが気にしているところではないのですか。いや、立場上、知っている人は知っているかもしれないよ。開かれた議会なのだから、全て堂々とやりなさいということを私は言っているのです。私だったらそうするな。

○議長（根津公男君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） 議場に出てくるのは課長補佐以上ということになっております。

なお、名前については、私としては、今のところは言えないということでございます。ご理解をいただきたい。

○議長（根津公男君） 渡辺議員。

○6番（渡辺訓雄君） そう言うのであれば、それでいいことであって、くどいようだけれども、2名が直立不動して下向いて、もう1人は課長補佐以上だろうが、誰でもいいのだけれども、知っている人は知っていると思うよ。町長が言ったら駄目なような言い方とか、人が言っているのを邪魔するような、そんな議会ではなくて、開かれた議会がいいということで、これが私の生き方だから言っているだけのことであって、そういうことであれば、他の議員から言われて言うのではなくて、町長の口で自ら言いなさい。

以上だ。

○議長（根津公男君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） なければ、次に、2点目の副町長の選任についての発言を許します。

渡辺議員。

○6番（渡辺訓雄君） これもまた、言えることと言えないこともあると思うが、町長、さっきも言ったけれども、新しい血を入れるのだと。ここまでこういう事件があつて、これからは捜査ではなくて、判決だからね。道警の捜査は終わっていて、あとは検察庁の判断ですから。

それは前置きとして、町長の思いは分かる。副町長を選任しなければいけないのだから、条例にもあるのですから、速やかにね。でも、4月1日からの思いも載っています。それから、道警の強制捜査もここに載っています。3名が書類送検されましたと。北海道に対して説明に行くこともいいでしょう。1人で行くのか、他の議員を連れて行くのかは分からないけれども、自分で主体的にやってほしいのだが、改めて経過の説明を行い、派遣に向けて協議、調整を進めているところでありますので。町長、理解はしますが、状況はどうなのですか。別に問題はないですよ。

○議長（根津公男君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） このことにつきまして、あくまでも、私とすれば4月1日ということでおりますけれども、今回のことも含め、今、協議、調整をしているということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。（「期待していますよ」と言う人あり）

任せてください。

○議長（根津公男君） ほかにございますか。

山田議員。

○1番（山田秀人君） 副町長がなかなか見つからないということでもあります。

どうして北海道からの職員を派遣要請するということなのですか。そのほかの道職員以外にも、そういう該当する人はいなかったのですか。どうなのですか。

○議長（根津公男君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） 私とすれば、北海道のほうにお願いをするということにしたわけでございます。それにつきましては、町長としての選任事項でございまして、これからの時代、やはり持続可能なまちづくり、豊浦町の将来を鑑みて、道のほうに要請をしているということでございます。

豊浦町においては、ご存じのとおり、農業、漁業、1次産業のまちでございます。これらのさらなる振興、発展を目指して行かなければ駄目だと。それから、観光産業、何ととっても厳しくなるだろう少子高齢化の人口減少等々の社会状況を踏まえ、行財政改革、今、事務事業の評価もしておりますけれども、それらを含めて、財政に富んでいる方ということでございます。

ので、それらを含めて道のほうにお願いをしてくれている状況でございます。

○議長（根津公男君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） 北海道へ派遣要請を大分前からしているということですが、去年の6月に道警の捜査も入って、そのうち何らかのマスコミやらの発表があるだろうということも含めて要請に行かなかったのですか。それらを十分承知の上で副町長を就任してくださるということではなかったのですか。これをひた隠しにして、何とか豊浦に来てくれということで派遣要請をしたのか。

そこをしないと、上位機関であるということもあるけれども、北海道という同じ地方自治体ですよ。そういう太いパイプの中で、国や道のいろいろな施策をこの豊浦町でも展開してもらいたいという強い思いだと思うのですが、やはり想像力にたけた職員をどうやって見つけていくかということも一つですから、そういうところの上に立って、北海道警察の強制捜査を受けたのですよ。そういう中で副町長を何とか派遣してくれないのか、以前にそういうことで言ったのではないですか、違うのですか。

これなら、テレビを見たら、僕は行く予定だったけれども、これはちょっとまずいな、豊浦には行きたくないな、こういうことも考えられるのですよ。そこら辺はどうなのですか。改めて経過の説明を行って、よろしく豊浦へ来てくれということなのですか。これはどういうことですか。

○議長（根津公男君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） 道への派遣要請と今回の書類送検された廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反容疑ということに関しては、それはそれということで関係ございません。そういった中で、これからの豊浦のまちづくりについて、いろいろと先ほど言いました各事業だとか行財政などに富んでいる方について要請をしてくれているという状況でございます。

○議長（根津公男君） ほかにございますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） なければ、これで行政報告を終わります。

◎議案第3号から議案第14号及び発議第1号

○議長（根津公男君） 日程第4、議案の一括上程を議題といたします。

議案第3号 豊浦町アイヌ文化施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第4号 豊浦町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第5号 豊浦町長等の給与に関する条例の一部改正について、議案第6号 豊浦町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第7号 令和4年度豊浦町一般会計予算について、議案第8号 令和4年度豊浦町簡易水道事業特別会計予算について、議案第9号 令和4年度豊浦町公共下水道事業特別会計予算について、議案第10号 令和4年度豊浦町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第11号 令和4年度豊浦町後期高齢者保健事業特別会計予算について、議案第12号 令和4年度豊浦町介護保険事業特別会計予算について、議案第13号 令和4年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計予算について、議案第14号 令和4年度豊浦町国民健康保険病院事業会計予算について並びに発議第1号 豊浦町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての13議案については、一括上程といたします。

なお、各議案の説明については、会議規則第36条第2項の規定により、省略したいと思います。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 豊浦町アイヌ文化施設の設置及び管理に関する条例の制定についてから議案第14号 令和4年度豊浦町国民健康保険病院事業会計予算について並びに発議第1号 豊浦町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてまでの13議案については、一括上程することに決しました。

次に、各会計に係る予算編成の概要について、総務課長から説明を受けることといたします。
本所総務課長。

○総務課長（本所 淳君） 副町長が不在ですので、総務課長の私から令和4年度各会計予算編成の概要につきましてご説明させていただきます。

令和4年度の予算編成につきましては、町長改選期の関係から、年度当初から執行が必要な経常的な経費を中心に、必要最小限度の予算を計上した骨格予算とさせていただきましたので、ご了承のほど、お願い申し上げます。

なお、政策的な経費や新規事業の肉づけ予算は、定例会5月会議において、補正予算で対応することとさせていただきたいと思っております。

資料につきましては、令和4年度豊浦町予算編成の概要をご用意いただきたいと思います。
単位は100万円となっております。

まず、令和4年度の当初予算規模は、一般会計45億6,500万円で、令和3年度当初予算と比べ9.5%、4億7,800万円の減額となっております。これは、公債費、衛生費、給与費等が増額となっておりますが、政策的な投資的事業分の未計上が主な理由となっております。

次に、一般会計から七つの特別会計及び病院事業への繰出金ですが、総額は令和3年度より7.9%、7,100万円減額の8億3,400万円を繰り出し、現状において、特別会計の収支均衡を図っております。この減額の主な要因は、各特別会計におきまして、政策的な投資的事業分の未計上が主な理由となっております。一般会計と特別会計、病院事業会計を合わせた八つの会計の予算総額は75億5,300万円となり、令和3年度と比較して6.5%、5億2,500万円の減額となっております。

まず、歳出からご説明いたしますので、3ページをお開きいただきたいと思います。

主な増減の要因欄がありますが、星印が新規、丸が拡充、三角が縮小、バツが終了で表示しています。

議会費の当初予算は、5,300万円を計上し、5.4%、300万円の減額で、会議用椅子の整備が完了したことです。

総務費では、前年度と比較して、7.7%、2,900万円の減額となりました。その主な要因は、公共施設等総合管理計画の個別施設計画の策定、防災ガイドブックの作成等が完了したことによるものです。

民生費では、前年度と比較して、23.2%、2億2,600万円の減額となりました。その主な要因は、アイヌ施策推進費が、その執行事務に支障のないように当初予算に計上したものの、アイヌ伝統的儀礼施設建設事業及び障がい者入所施設建設費用補助、やまと光星園分でございますけれども、これが終了したことによるものです。

衛生費では、前年度と比較して、8.6%、6,700万円の増額で、その主な要因は、政策予算未計上による各特別会計への繰出金が減額となっておりますが、中間処理施設建設整備による西いぶり広域連合負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種事業費等の増加によるものです。

農林水産業費、商工費、土木費では、それぞれ大きな減少となっておりますが、これらについては、政策的経費である投資的事業が未計上となっていることが主な要因です。

消防費は、1億8,900万円を計上し、2.7%、500万円の減額です。

教育費は、2億2,300万円を計上して、1.4%、300万円の増額で、その主な要因は、給食センター改修事業（ドア・タンク・調理機器）が終了したものの、豊浦小学校プール維持改修工事を当初予算に計上し、学校教育をはじめとする生涯学習活動の充実に努めてまいります。

公債費は、8億200万円を計上して、12.8%、9,100万円の増額となりました。その要因は、本年度からバイオガспラント等の大口償還が始まることによるものです。

給与費は、5億8,500万円を計上して、2.6%、1,500万円の増額です。

また、職員の採用関係は、保育士1名を含む5名を採用することとしております。

次に、一般会計の歳入予算についてです。

2ページをご覧くださいと思います。

町税は、3億8,900万円を計上しました。

前年度当初予算と比較して、4.2%、1,700万円の減額となる見込みです。この要因は、個人町民税において、漁業所得の減収及び固定資産税の減額によるものです。

地方交付税は、実績等を考慮し、27億2,200万円を見込んでおり、歳入における構成比率は59.6%と、交付税が収入の約6割を占めております。

国庫支出金は、アイヌ政策推進交付金、社会資本整備総合交付金等、各種事業費の増減に伴うもののほか、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、当初予算に計上して、速やかな事業執行に努めてまいります。

道支出金は、経常的な各種事業を計上いたしております。

繰入金は、歳入不足を補うため、主に町債管理基金から1億4,000万円を取り崩すほか、小幌応援基金、公営住宅基金も含め、総額で1億5,100万円を取崩し、収支均衡を図ることにいたしました。

町債は、2億7,000万円を計上しました。

前年度当初予算と比較して、46.9%、2億3,800万円の減額となっておりますが、この要因につきましても、事業の終了に伴うほか、政策的経費の未計上によるものです。

次に、各会計予算説明附表をご用意いただきたいと思います。

各会計予算説明附表の10ページの積立金の状況についてご説明させていただきたいと思います。

令和4年度中の主な積立は、ふるさと応援指定納付金5,000万円のうち、教育・文化及びスポーツ振興基金、まちづくり整備基金、小幌応援基金にそれぞれ積み立てし、森林環境譲与税を原資とした積立で、その他、利息等による積立を見込んでおります。また、取崩し予定額は、先ほど繰入金でもご説明したとおり、町債管理基金及び小幌応援基金などにより、財源調整を図っております。基金の令和4年度末現在見込み高は、北海道備荒資金組合納付金を含めた全基金の合計で33億6,400万円としております。

次に、地方債の状況についてご説明させていただきます。

11ページの地方債現在高の状況をご参照いただきたいと思います。

令和4年度の発行予定額の欄に記載のとおり、辺地対策事業債では、継続事業の道営土地改良事業、過疎対策事業債では、継続事業のソフト事業のほか、ハード事業の新規では、西いぶり広域連合負担金による中間処理施設建設事業や建設機械購入事業などを盛り込んでいます。また、10割の交付税措置がある臨時財政対策債を計上し、一般会計総額で2億7,000万円の借入を予定しています。また、各特別会計等では、国保病院の医療機械購入事業のほかは、継続事業について計上し、全会計の借入総額は4億2,100万円としております。

15ページには、財政指標等の推移について、参考で実績と推計値をまとめております。

次に、各特別会計及び病院事業会計の概要をご説明いたしますので、16ページをご参照いただきたいと思っております。

簡易水道事業特別会計では、令和4年度予算3億1,200万円で、前年度比9.4%、3,200万円の減額で、その主な要因は、市街地区簡易水道事業費の減と公債費償還金の減少によるものです。

次に、18ページをお開きください。

公共下水道事業特別会計では、令和4年度予算は2億3,900万円で、前年度比0.3%、60万円の増額で、その主な要因は、処理場のポータブルトラックスケール設置完了、合併浄化槽設置工事を全て肉づけ予算としたこと及び公債費償還金が減少となりましたが、公共下水道事業計画変更、ストックマネジメント計画策定、汚水管渠更正工法実施設計など、委託業務の新規事業を計上したことにより、前年度並みの予算計上となりました。

次に、20ページをお開きください。

国民健康保険事業特別会計では、令和4年度予算は6億7,900万円で、前年度比0.7%、400万円の減額で、その主な要因は、新規事業として、国民健康保険、市町村事務処理標準システム導入事業を計上したほかは、実績を勘案し、保険給付費の減少となりました。

次に、24ページをお開きください。

後期高齢者保健事業特別会計では、令和4年度予算は1億3,500万円で、前年度比0.5%、60万円の増額で、実績を勘案し、所要額を計上いたしました。

次に、26ページをお開きください。

介護保険事業特別会計では、令和4年度予算は6億900万円で、前年度比1.0%、600万円の減額で、実績を勘案し、所要額を計上いたしました。

次に、28ページをお開きください。

総合保健福祉施設事業特別会計では、令和4年度予算は2億9,300万円で、前年度比4.4%、1,300万円の減額で、人事異動等による人件費の減少と、その他実績を勘案し、所要額を計上いたしました。

次に、30ページをお開きください。

国民健康保険病院事業会計では、収益的収入及び支出においては、令和4年度予算は7億1,900万円で、前年度比1.3%、900万円の増額で、その主な要因は、患者数の減少により、薬品費の減額や看護師派遣委託料を減額したものの、医師1名を増員し、3名体制とすること。改革プランに基づき、理学療法士の新規配置や地域医療連携局の体制強化のため、1名増員とすることなどによるものです。

資本的収入及び支出では、支出において、令和4年度予算は7,500万円で、前年度3.3%、250万円の減額で、その主な要因は、設備投資に関して、前年度の超音波装置や経鼻ビデオスコープなどの整備が終了し、新たに診断用X線装置、画像読取装置、ベッドサイドモニター装置の更新を図ることによるものです。

なお、内部留保資金の令和4年度末残高見込額は、4億8,000万円を見込んでおります。

また、職員の状況につきましては、31ページに記載のとおりでございます。

最後に、33ページから42ページまでは、当初予算に必要となる投資的・政策的経費の財源内訳調に特別会計を含めて整理しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上、令和4年度各会計予算編成概要についてご説明いたしました。

よろしく願いいたします。

○議長（根津公男君） 以上で説明が終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

議案第3号から議案第14号並びに発議第1号までの13議案につきましては、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会の設置をし、これに付託する上、休会中の審査にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第14号並びに発議第1号までの13議案につきましては、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の審査とすることに決しました。

ただいま、予算審査特別委員会が設置されましたので、委員会条例第7条第1項の規定により、議長は本席より予算審査特別委員会を3月10日の午前10時に開催いたしますので、委員会室に招集することを口頭で通告いたします。

よって、当日は委員会条例第7条第2項の規定により、出席委員中、年長委員により、予算審査特別委員会における委員長等の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩し、冒頭に報告しておりました全員協議会を開催いたしますので、議員各位並びに担当職員は、第1会議室に移動をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午後2時15分

◎議案第15号 令和3年度豊浦町一般会計補正予算(第10号)について

◎議案第16号 令和3年度豊浦町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について

◎議案第17号 令和3年度豊浦町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

◎議案第18号 令和3年度豊浦町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について

◎議案第19号 令和3年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算(第2号)について

◎議案第20号 令和3年度豊浦町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)について

○議長(根津公男君) それでは、休憩を閉じて再開いたします。

日程第5、議案第15号 令和3年度豊浦町一般会計補正予算(第10号)についてを議題といたしますが、日程第6、議案第16号 令和3年度豊浦町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について、日程第7、議案第17号 令和3年度豊浦町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、日程第8、議案第18号 令和3年度豊浦町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、日程第9、議案第19号 令和3年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算(第2号)について、日程第10、議案第20号 令和3年度豊浦町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)についての補正予算案につきましては、繰出金の関係において関連があることから、一括して説明を求めることといたします。

提案理由の説明を求めます。

本所総務課長。

○総務課長(本所 淳君) 議案第15号 令和3年度豊浦町一般会計補正予算(第10号)についてご説明いたします。

議案書1ページをお開きください。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正については、それぞれ1億4,897万5,000円を追加し、総額を54億8,464万円といたします。

また、4ページ、第3表 繰越明許費により、翌年度に繰り越して執行するとともに、5ページ、第5表 地方債補正により、地方債を変更いたします。

補正内容につきましては、別添の補正予算概要書のとおりですが、主な事業について説明いたします。

歳出、総務費では、追加交付となった地方交付税を翌年度以降の臨時財政対策債の償還財源とするため、町債管理基金への積立額を増額します。

商工費では、新型コロナウイルス感染症の長期化及び緊急事態宣言期間における部分休業により、事業収入が例年に比べ著しく減少したことから、特別交付税を財源とし、減収補填相当分を支援する天然豊浦温泉しおさい経営安定化事業を追加します。

土木費では、社会資本整備総合交付金が補助率拡充の上、追加交付されることとなったため、令和4年度の予定事業を前倒しして、繰越明許により、公営住宅等ストック総合改善事業を追加いたします。

その他、住民記録システム改修委託料、農業次世代人材投資事業等を増額するとともに、各事務事業の執行残を減額いたします。

また、特別会計への繰出金を増額及び減額いたします。

歳入においては、財源調整として、地方交付税の増額、各種国庫支出金、道支出金及び町債を増額するとともに、その他諸収入を減額計上いたします。

次に、一般会計の繰入金を伴う特別会計補正予算の概要を説明いたします。

議案第16号 令和3年度豊浦町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたしますので、23ページをご覧ください。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正については、それぞれ878万4,000円を減額し、総額を3億7,510万6,000円といたします。

補正の目的は、歳出で公課費の消費税及び地方消費税を減額し、修繕費を増額いたします。

歳入では、消費税還付金の増額と歳出に係る財源調整として、一般会計繰入金を減額いたします。

次に、議案第17号 令和3年度豊浦町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたしますので、31ページをご覧ください。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正については、それぞれ25万7,000円を追加し、総額を2億4,271万3,000円といたします。

補正の目的は、歳出で消費税及び地方消費税を増額いたします。

歳入では、歳出に係る財源調整として、一般会計繰入金を増額いたします。

次に、議案第18号 令和3年度豊浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたしますので、39ページをご覧ください。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正については、それぞれ67万3,000円を追加し、総額を6億8,861万3,000円といたします。

補正の目的は、歳出で特定健診委託料を減額し、また国庫補助基準の変更により、国保病院への調整交付金を繰り出しするため増額いたします。

歳入では、国民健康保険税の減収分を減額するとともに、歳出に係る財源調整として、道負担金、一般会計繰入金を増額いたします。

次に、議案第19号 令和3年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算（第2号）に

ついでご説明いたしますので、47ページをお開きください。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正については、それぞれ688万円を減額し、総額を2億9,891万2,000円といたします。

補正の目的は、歳出で職員異動に伴う人件費の減額と単価高騰による燃料費を増額いたします。

歳入では、居宅介護・施設介護サービス収入の減額と算出に係る財源調整として、一般会計繰入金を増額いたします。

次に、議案第20号 令和3年度豊浦町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

議案の朗読は省略し、収益的収入及び支出の補正については、それぞれ4万4,000円を追加し、総額を7億1,844万2,000円といたします。

資本的収入の補正については、182万5,000円を減額し、総額を1,392万5,000円といたします。

資本的支出の補正については、205万7,000円を減額いたします。

補正の目的は、新型コロナウイルス感染拡大防止備品の追加及び医療用器械備品の執行残を減額いたします。

収入では、応援医師及び医療器械備品に係る国庫調整交付金の基準額変更に伴う増額と町債を減額いたします。

以上、議案第15号から議案第20号についての提案理由の説明を終わります。

○議長（根津公男君） それでは、説明が終わりましたので、初めに議案第15号 令和3年度豊浦町一般会計補正予算（第10号）についての質疑があれば許します。

山田議員。

○1番（山田秀人君） まず、補正予算概要書の31ページ、先ほど全員協議会でお話しました天然豊浦温泉しおさい経営安定化事業に関わる歳出の件であります。

それで、緊急事態宣言期間が2回ありまして、5月16日から6月20日までと8月27日から9月30日まで、いずれも昨年です。その期間に売上があった金額があります。例えば、令和3年5月16日から6月20日までの緊急事態宣言の中で、入館料、宿泊休業の分の宿泊の売上、レストランの売上、これをそれぞれ書いています。例えば、入館料は184万7,880円が、この期間、緊急事態宣言のときに売上があった。それから、宿泊では、売上は36万7,550円あった。それから、レストランは20万3,980円あったということで、これに人数を掛けて金額を算出したと全員協議会では言っていたのですけれども、これはどうやって人数を掛けて出したのか。単価が20円なのか、30円なのか、どういうふうにしてその数字が出たのですか。

○議長（根津公男君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原弘樹君） あくまでも人数を基に算出しているものは、入館料の部分だけです。その基になったのは、下の入館者数ということで、入館料の部分だけ人数の見合いで単価を掛けています。実際に、宿泊とレストラン休業は、基本的にそのときは休んでいますので、これはきっと何らかの理由で売上が多少あったのだと思いますけれども、実際のその期間中の売上比較になっています。

以上です。

○議長（根津公男君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） 分かりました。

入館料のほうは、人数に掛けてやったということで、あとは何らかの売上があったということで、資料にあった中で、その中に内包されているのだろうと私はと思いますが、もっと売上が

あったというわけではないのでしょうか。そこら辺の新たな数値というのはきちんと押さえているのですね。それだけは確認したいです。

○議長（根津公男君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原弘樹君） その部分は確認したのと、あとはいただいた資料を基に、毎月いただいている部分も確認して、再度、指定管理者のほうにも確認した中で、その期間の実際の売上金と、令和元年度の部分とその期間とを比較したものであるということ、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（根津公男君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） それから、先ほどの例の回数券で、しつこいようですが、もう一度確認しておきます。

これはしおさいのホームページです。プリントアウトしたものに書いてあるのですよ。2022年、今年、令和4年4月1日以降はご利用いただけなくなりますということで書いてあるのです。

先ほど全員協議会でお話を聞きますと、今3者でいろいろと話をして、実際に、回数券を商工会が売って、その後の残がどのくらいあるのか。その残り具合によっては、どういうふうにするのかをこれから決めるということですが、一番いいのは、商工会の4月1日以降からも入れるようにすればいいのです。受付で、はい、分かりました、その分は前の指定管理者の商工会が発行した回数券は取っておいて、もう豊浦の商工会はもうその分の回数券のお金が入っていますから、それを新しい指定管理者が商工会にこの分はおたくで先に売ったやつですからお金を払ってくださいということであれば一番いいわけでしょう。それが一番いいわけですよ。

それで、新しい指定管理者のほうは、1枚や2枚であれば、そんなものはどうでもいいと。だけれども、何百万、何千枚もあつたらそれはちょっとということだろうと思うのです。そういうやり方が一番いいのではないですか。どうなのですか。そこら辺の3者の協議というのは必要だと思うのですよ。そういうことが一番いいのではないですか。どうですか。

○議長（根津公男君） 堀産業観光課長補佐。

○産業観光課長補佐（堀 克吉君） そちらの協議につきましては、どのようにするかという部分で、本来は色分けして、山田議員がおっしゃるとおり、来たものについて、新しく指定管理をやられる虎杖さんのほうが商工会に精算する方式という部分もどうなのかという形で協議もさせていただいたのですけれども、商工会がしおさいを指定管理する上で、特別会計というような形で会計を別にしていう部分がございます、基本的に3月31日をもって指定管理を終了するという中で、3月で基本的に特別会計としての会計は終わるような形にせざるを得ないというような部分等々、商工会のほうの部分もありまして、先ほど全員協議会でもお話をさせていただいた部分で、過去5年間販売した実績と、その間に入っていた使って使った枚数、それでおおむねどれくらい潜在しているのかというような形とプラスアルファという部分でやるのはどうでしょうかということ、今進めているところでございます。

以上です。

○議長（根津公男君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原弘樹君） 私どもも山田議員がおっしゃる方法が一番いいというふうに思います。

ただ、今、補佐が言ったように、要は、商工会としては、その部分は、商工会が指定管理機関として残らない中で、会計上処理しなければならない期間というのが、いつまでそれを残し

ておくのという話になってございますので、そういった部分の整理期間もあるのでしょうかけれども、要は、ずっと継続して、商工会がしおさいのそういった経営の部分の会計を持っていていいのですけれども、要は精算をしなければならぬという部分もお聞きしてございますので、私どもとしては、本当は言われることが最もベターな方法で、精算するのが一番いいのでしょうかけれども、商工会としては、虎杖さんもですけども、今、どれぐらいの残存枚数が先ほど言ったようにあるのかと。その部分の数をまずは見極めたいのと。だから、その部分をきちんと商工会はもういただいているわけですから、その分はきちんと精算していただくという方法は変わらないのですけれども、どういう方法を取るかというのは、商工会からの提案をもって虎杖さんは考えたいという話です。基本的には、今、もともとある回数券は使えるようにはしてくださいと町は言っていますので、虎杖さんもそこは基本、合意していただいているということで、ご理解いただければと思います。

○議長（根津公男君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） これは通常、会社を1回閉めるときというのは、精算期間というのは必ずあるのです。ただし、商工会が閉鎖するわけではなくて、商工会が一部担っていた事業を閉鎖するわけですから、それは、一定の閉鎖期間を設けなければならないというのがあります。

普通、法人の会計だって決算に2か月は置かなければ駄目ですから、閉鎖に当たっては一定の期間はあはずなのです。それは、経理に優れた商工会ですから、恐らくいろいろな方法でやると思うのです。

だから、そこはもう先に、残っている残数が分かれば、3月31日までに、その分のお金をいただいた分を新しい人にあげればいいのです。そして、商工会で印刷された回数券は4月1日以降に使ってもいいという方法もあると思います。

そこら辺は、利用者に迷惑をかけないように、ぜひ徹底してやっていただきたいということです。

もう一つです。

これは、私から言うと、この特別交付税の請求はまだしていないのではないかと。クリエイトという施設が道の駅に内包されているのです。あそこの地域創造センターです。あの条例は利用料を取るようになっていました。あそこも含めて指定管理者ですよ。

そうしたら、あそこも利用料を取る施設だから、その減収分は請求してもいいのではないのですかという論理になるのです。

ぜひそれは検討して、早く、総務省でもどこでもいいですから、財務省に請求してください。どうですか。

○議長（根津公男君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原弘樹君） 言われるとおり、使用料というのは、あそこはまだ条例が残っています。

ただ、実際のところ、利用されている方がお休みになられていないので、あれはあくまでも休業見合いの部分でやったときに収入が入ってきます。たしか休業していないので、その分の利用料はきっと入っていると思いますので、休業していて利用料が入って来なければいいのですけれども、休業していないで利用料が入って来ている部分には、その辺の見合いは出て来ないので、残念ながら、そこでは今回の特別交付税のあれには合致しないと思ってございます。

以上です。

○議長（根津公男君） 別に積み立てておいて云々というような話をしていたけれども、最初の回数券の云々というのはいいのですか。

堀産業観光課長補佐。

○産業観光課長補佐（堀 克吉君） 利用者、お客様にご迷惑のかからないような方法で調整させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（根津公男君） ほかにございますか。

渡辺議員。

○6番（渡辺訓雄君） 概要書の25ページです。この減額は分かるのですが、状況などの説明を願いたい。

○議長（根津公男君） 長谷部町民課長。

○町民課長（長谷部 晋君） 概要書25ページの不法投棄物処理委託事業につきましては、予算全額50万円を使用しないというところで減額しておりますが、内容的には、町内で町有地に不法投棄した部分を回収してございますが、令和3年度の材質を見たときに、ほとんどがプラスチック製品でして、それにつきましては、今、収集運搬を委託している業者のほうで、マルチタワーのほうに運んでいただけのものでしたので、別にして持っていくことが必要なくなったというところで、50万円が全額不要となったところでございます。

○議長（根津公男君） ほかにありませんか。

渡辺議員。

○6番（渡辺訓雄君） 同僚が言っていた概要のコロナに負けるなというものです。31ページですが、先ほども全員協議会で、様々にきつい議論をして、おおむね把握はしています。

それで、同じことを言うのも違和感があるのですが、まず一つは、協定書にある町の施設ということで、指定管理者が持つ分と町が持つ分の協定書がありますね。その中で、今回、商工会がリタイアするというので、新たに指定管理者の虎杖さんがしていこうと、そんな認識はしていますが、その中で、商工会の経営専門会議というか、経営者委員会のほうから、LEDの残存だとか、あるいは商工会側として持っている設備、例えば、ショベル、あるいは備品などなども含めて、まだまだ未解決なところがあると私は認識しているのですね。

それで、一つはLEDの関係であります。同僚も全員協議会で言っていましたけれども、まだまだこの今回の3,000万円に向けて、まともな審議はできないと思っています。もう少し時間をかけて、延び延びと先送りするのではなくて、定例会のうちにしっかりと全体の収支状況を確認し、今の町の持ち分と指定管理者の商工会の持ち分をしっかりと明確にしてやるべきだろうと思います。

そんな観点から申し上げますと、このLEDの残存の価格については、そういう未解決の分野が終わってからでいいと、まず1点はそう思うのであります。そのところをお尋ねしたい。

その理由については、町長も理事者もお分かりだと思いますが、商工会から要望書が出ている中に、少しでも赤字解消に向けて努力をしたいという文言もあります。今、同僚が言っていたように、2月と3月は宿泊もあり、入浴のほうはやっていますけれども、レストランとかはやっていない。言っていることとやっていることが本末転倒だと。いろいろな工夫もして、それはいいのに。様々な事情はありますが、そういう要望の内容から言うと、私は本当に本末転倒だという認識をしているのですが、まずは絡みがありますので、そのところをお尋ねしましょう。

○議長（根津公男君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） 委員会で話し合われたこと、それからLED、ショベル等、それを含めて今度は収支の確認、持ち分の確認ということでもあります。また、工夫として、言うこととやっていることが違うのではないかというもろもろのお話もありました。

これはこれとして、できるだけ近いうちに皆さんにまた説明していかねばならないというふうに思っています。今回は今回として、それはまたできるだけ早い時期に皆さん方に説明しながら、取り扱っていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（根津公男君） 渡辺議員。

○6番（渡辺訓雄君） 町長も、今回は今回ということで、本当に全て気持ちは分かるのですよ。

それから、協議会でも申し上げたけれども、しおさいの経営責任者委員会の議事録、開催の報告書によると、商工会としては、リスクを最小限に抑える必要がある旨の意見が大勢を占め、でき得る限り想定される減収額を要望するべきとの意見が集約されたと。

確かに前回も同僚も言っていましたし、今日も言っていましたけれども、そこから言うと、やはり断言した言い方はできませんけれども、幾ら特別交付税とはいえ、総務省の関係機関から指定管理者制度を利用している商工会が、売上減にコロナ禍でなった事実は分かりますが、これは現状、宿泊、あるいはレストラン、確かにお客さんが来なければ減額になることは分かりますが、レストランも含めて、工夫して満度ではなくても、半分でもできたのではなかろうか。

それから、今回の交付税、町長、気持ちは分かるよ。でも、この入館料の差額、600万円と2か月で1,250万円、その金額で私は歩み寄り、妥協をさせるべきでなかったのかと、私はそう思うのだよな。でも、これは理事者の提案だから、気持ちは分かるけれども、要望書、それから、議事録などなどを含めても度が過ぎるのではないのかと。入館料でいいのではないのかと。それから、レストラン、宿泊はもうちょっと工夫してやれば、まだ上がったのではないのかと思うのでありますが、いかがですか。

○議長（根津公男君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） レストラン、宿泊、工夫すべきであったのではないかというふうに思っています。今、そういうご質問でございますけれども、入館についても開ける、開けない、どちらがどうだったのかなという問題もありますし、レストランも宿泊も一長一短にはそれは言えない数字になろうかというふうに思っています。

そういった中で、創意工夫をすることは、当然努力しなければならないということは分かりますけれども、果たしてそれでスタッフをそろえてやっていて、ほとんど利用客がいなかったら、それもまた問題かなと。材料も仕入れなければならない、いろいろな選択もしなければならない、いろいろな細かいところから、それこそリスクも出てくるのかなというふうに思っています。

そういったことを踏まえて、相対的にまず地元の人のお風呂、楽しみにしているといえますか、ない人もいるということですので、できるだけその中で迷惑をかけない程度で、リスクをできるだけ背負わないような運営の仕方であったのかなとと思っています。

その辺についても確認しながら、今後につなげていきたいというふうに思っています。

○議長（根津公男君） 渡辺議員。

○6番（渡辺訓雄君） 町長の思いは把握しました。

町長の言葉を返すわけではないのだけれども、入館料、しおさい、宿泊、レストランもそう

であります。宿泊、レストランについても説明を受けました。しおさいの入館料は、公共浴場的なこともあるし、町民が利用して楽しみにしている方もいるわけですから、入館料の差額だけでいいのではないのかというのが私の思いであります。

それから、宿泊、レストランなどなどは、雇用調整基金も損益計算書の説明によると、雇用調整基金全体で600万円ぐらいの収入があるのですよ。工夫してやっていると思いますが、売上の減額だけではなくて、そういうものは差し引いてもいいのではないかと。

もう一つは、他にももらえる制度、コロナ禍に向けて、しおさいもやっているのは法人ですから、そういういい制度に取り組みましたか。

そういうこともお尋ねしておきましょう。

○議長（根津公男君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） 先ほども協議会で話し合いになったと思いますけれども、ほかにももらえるような制度、交付金や何かについてはできるだけ精査して指導してきたということでございます。そういった中で、該当するものについては、しっかりと該当するように調査し、実施に向けて取り組んできたであろうと伺ってございます。

また、レストラン、宿泊については、雇用調整助成金等ということで「等」となっていますので、そのほかにどんなものがあったのかは調べてみなければ分かりませんが、できるだけしおさいとしても努力をした中で、できるものはやってきた、私はそのように理解をするところでございますので、やるべきところはやってきており、こちらとしても指導してきているということで、ご理解をいただきたいと思っています。

○議長（根津公男君） ほかにありませんか。

山田議員。

○1番（山田秀人君） 今度は燃料で、原油価格高騰対策に関わるところで、概要書では、ページ数で言うと、21ページ、33ページ、34ページ、35ページというところで、灯油とか、そういうものが値上がりして補正しているということなのですが、特別交付税措置を総務省が講じているのですね。特別交付税措置率は2分の1ということで、これは政府のホームページでもあるのです。

対象経費の例です。

漁業者に対する燃油高騰分の助成、それから、公衆浴場に対する燃料費高騰分の助成、もう一つは社会福祉施設です。養護老人ホーム、障がい者施設、保育所、幼稚園等に対する暖房費高騰分の助成です。こういうものが特別交付税措置を講じているのですが、そのところは網羅されて、今回の補正には出ているのですか。見ると役所の経費ばかり出して、民間のそういうところの対象はさっぱり出ていないのではないかと気がします。（「そのとおり」と言う人あり）

今、しおさいの話が出ていましたけれども、しおさいもそういう対象になるのではなかろうかという気がするのです。

はっきり言いまして、隣の町の洞爺湖町は、こういうものをきちんと出して、もらえるものは全部やっている。豊浦町はさっぱり出していないのねというのを小耳に挟みました。恐らく、皆さんが努力して、いろいろそういう情報を得て、予算編成をしているのだらうと思うのですが、今回の原油高騰対策、ここら辺のところはどうなのですか。

他の役所以外で必要となるそういう対策、そういうものは予算として講じられているのですか。そこら辺の情報をきちんと取って皆さんに周知しているのですか。

そこをお聞きます。

○議長（根津公男君） 本所総務課長。

○総務課長（本所 淳君） 燃料の高騰対策については、今回の12月と3月で、それぞれの各公共施設の部分については、補正予算を計上させていただいているのと、それから、低所得者に対する福祉灯油給付事業ですが、そちらのほうも燃料の高騰による部分で単価増の部分を補正を上げさせていただいております。

あと、それ以外の部分について、交付税の関係ですけれども、総務課のほうで関係各課に照会させていただきましたけれども、現状として、国からの交付税があるといいますが、実際は半分でございますし、交付税では特定の部分に対しての措置であります。そもそも燃料の高騰というのは、業種や特定の人にかかわらず、町民全てに関わる部分でございますので、現状としては、なかなかその対応というのは難しいものがあると思っております。

そこら辺は、実際の管内の状況についてもどのような状況なのか、町としても胆振総合振興局経由で、実際にこの特別交付税を活用して申請されているところがあるのかを確認しましたが、胆振管内では一つもないということでした。

そういったことも鑑みて、これから国の動向なども注視しながら、必要に応じて、これから改めて検討もさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（根津公男君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） 全く情報が取れていないのですよ。いいですか。

特別交付税措置については、総務省の担当者へ問い合わせた結果、今回の措置について特に通知等で自治体に周知はしていないのですよ。しかし、この措置は政府の経済対策に明記されていて、官房長官も会見で述べて、制度概要も作成されているのです。

我が党の国会議員は、政府として自治体へ周知徹底するよう要望も出しています。特に福祉灯油などについてもこの措置の対象となる、こういうことも書いているのですよ。

ですから、私はやまと光星園の役員の人に言われました。この原油の対策について何も通知が来ていない。この措置率は2分の1ですから、少しは市町村も被らなければならないということになっているけれども、せつかくこういう制度があるのだから、これは使いたいところはぜひ使ってほしいということをしなければならないと思います。

算定期間は、令和4年3月です。令和3年度の3月交付分の特別交付税において措置をするという、この出典は総務省です。こういうものがありますから、後で本所総務課長にコピーを差し上げますけれども、こういうものをきちんとしてください。だから、漁師でもいっぱいいるのではないですか、公衆浴場のしおさいの燃油高騰の部分だって該当するのではないですか。

それはちゃんと調べますか。ちゃんと調べてくださいよ。やりますか、どうですか。

○議長（根津公男君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） 中身について確認したいというふうに思います。

○議長（根津公男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） なければ、これで質疑を終結いたします。

それでは、これより討論に入ります。

最初に、原案に反対討論の発言を許します。

渡辺議員。

○6番（渡辺訓雄君） 断腸の思いで、軽く反対討論をいたしますが、本当にこのたびのしおさいの3,000万円の補填については、私も少しは承服しております。ただ、総論で申し上げます

と、本当に本末転倒だなど。その中で、一つはまだまだ引継ぎに向けて、商工会と虎杖さんに向けて、引継ぎがまだまだ未確定なところがある。未確定というのは、物だけではありません。血税も含めてであります。それらが未解決であり、細かいことは申し上げませんが、まだまだ血税が支出される状況が見受けられます。

私は、もうすぐ4月になるにもかかわらず、すっきりと引き継ぐ状況ではないのではなからうか。その中でも大きい問題は、LEDの残の金額であります。協定書には、公の施設は、躯体にかかるものは、町がちゃんとした設備をしなければいけない。そういうものも協定書の中に載っております。そういうふうにならなかった理由も、商工会と町のいろいろな動きがあったかもしれない。でも、それをそういうふうにしたのは、豊浦町と商工会の協議不足、そういう混乱があるのではないか、その他もろもろもあります。

それから、特別交付税が国から3,000万円が来るから、しおさいのマイナス分も含めて、あるいはコロナ禍に向けての売上げの減額も、50歩譲っても、それもいいでしょう。その3,000万円というのは、私はまだまだ町長の精査が足らなかった。先ほど質疑したときも、様々に精査してみたいとか、あるいは商工会の議事録を見ても、とんでもない内容だなど。

そういうところには断じて、本当に断腸の思いであります。一般会計、コロナ禍の補填の3,000万円だけではなくて、他にもありますが、私はそんな思いで反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（根津公男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

石澤議員。

○7番（石澤清司君） 今回の補正予算の天然豊浦温泉しおさいの経営安定化事業ということで、国の特別会計の支出の項目について該当するという中で、今回の特別会計の中で、新型コロナウイルス感染症の猛威による、これは不可抗力といいますか、当然、こういうことが起きると想定した中で、こういうことが起こったということでございます。

また、緊急事態宣言におきましては、令和3年5月16日から6月20日、また令和3年8月27日から9月30日、その他まん延防止等重点措置等も入れると、124日間の、特に豊浦町の場合は、豊浦町民のみで、町外の方は入れないということもありまして、当然、入館料、レストランの売上、宿泊料が激減したということの中で、令和元年度との比較の中で、それぞれ金額の減少のあった部分を補填していただけたということの中で、今回、特別会計に基づいて、国の支援に基づいて提案されたということでございます。また、金額等の信憑性については我々も聞いていて、補正予算の資料等の概要書にも詳しく書いておりますので、そのようなことで営業をしており、指定管理を受けている商工会としても、このことについては、国の政策に基づいた支援だというようなことで、当然すべきことだと私は判断いたしましたので、そのようなことで、賛成討論に代えさせていただきます。

以上です。

○議長（根津公男君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） なければ、これで討論を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

議案第15号 令和3年度豊浦町一般会計補正予算（第10号）についての採決は起立により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） 異議なしと認めます。

よって、この採決は起立により行います。

議案第15号について、原案どおり決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（根津公男君） 起立多数。

よって、議案第15号 令和3年度豊浦町一般会計補正予算（第10号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和3年度豊浦町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についての質疑があれば許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） なしと認め、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

次に、議案第17号 令和3年度豊浦町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての質疑があれば許します。

渡辺議員。

○6番（渡辺訓雄君） 水道下水道係ということで、簡易水道になるが、お許しをいただいて、ここでお尋ねしたいのですけれども、37ページの修繕費、漏水のやつは分かるのですが、どんな原因というか、どんな内容なのか、そこだけよろしくお願いいたします。

○議長（根津公男君） 簡易水道は過ぎてしまいましたが、よろしくお願いいたします。

○建設課長（竹林善人君） 37ページの施設の修繕ですが、現在、大和地区の旧大和小学校から奥の公営住宅の間の区間の中で漏水が発生している状況です。

ただ、漏水の量としては、まだ大和地区の池のほうがなくなるような量ではないのですが、今回、雪が解けている状況の中で修繕が必要という部分で、今回補正をして、修繕対応をして、直したいと考えております。

○議長（根津公男君） 渡辺議員。

○6番（渡辺訓雄君） 憶測で言うのはまずいので、後でまた聞き取りをさせていただきます。了解です。

○議長（根津公男君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） なしと認めて終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

次に、議案第18号 令和3年度豊浦町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についての質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

次に、議案第19号 令和3年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算(第2号)について質疑があれば許します。

山田議員。

○1番(山田秀人君) この特別会計は、概要書の42ページでいいですね。よく分からないです。

歳入があるはずなのに、歳入がないというか、これはどういう説明なのですか。これは議運でも議論になったのですけれども、よく分からないです。財源調整ということですが、この積算の基礎を見ると、繰入金で1,694万円が入ることになっているのです。補正するのですね。こちら辺のくだりを説明してくれませんか。

○議長(根津公男君) 井上総合保健福祉施設事務長。

○総合保健福祉施設事務長(井上政信君) なるべく簡単に答えますけれども、当初予定していたサービス収入が、利用者の負担金とか、残りが保険給付という形で連合会からお金がもらえるのですけれども、入所者、利用者の減に伴って、予定していたお金が入ってこないということで、その分を財源調整という形で、繰入金で求めたいという背景がございます。

それとは別に、歳出のほうでも補正をかけていますから、ややこしくなったのですけれども、歳出のほうについては、退職された方とか、採用の区分、パートですとか、フルタイムとか、そういったところで職員の異動がございましたので、歳出の補正も併せてやったというところで複雑になったところがございます。

付け加えて説明しますが、歳入が思ったよりも入ってこなかったというのが、概要書で言うところの42ページで、主な減の要因としては、施設介護サービス費収入ということですが、やまびこの老健の入所者に対する収入でございまして、当初、目標としては、年間45人平均で収入を得たいという計算でございましたけれども、結果として途中で退所された方の代わりの方が速やかに入らないということもありまして、44.3人で推移するというところで、利用サービスの収入が減るということもございます。

それから、時代背景として、これまでいろいろな機会で説明しましたがけれども、中間施設ということで、在宅に利用者に戻すことによって、加算が取れるのですが、最近はなかなか在宅に戻られる方がいないということで、加算を効率的に取れないため、そこでもまた収入の減と

なったということで説明させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（根津公男君） ほかにありませんか。

渡辺議員。

○6番（渡辺訓雄君） 42ページの関係は繰入れということで1,694万円を補正していますが、43ページの関係で、結果として報酬などは減額補正していますが、燃料費などの増えた分もあります。

ここで、事業の内容や補正目的があるのでありますが、この実態をお尋ね申し上げます。

○議長（根津公男君） 井上総合保健福祉施設事務長。

○総合保健福祉施設事務長（井上政信君） 歳出については、内訳として、複数の要素で最終的に相殺して688万円の減額となっております。

内訳ですが、主に人件費と需用費、燃料費という形で分かれています。

人件費でございますけれども、先ほどの答弁でも話したように、職員の退職とか、そのほか、報酬、給与というところでは、報酬というのは、パート職員、会計年度任用職員のパート職員です。この給与というのがフルタイム職員で、そこの職員の区分の移動とか、職員手当ということで、退職者の分の調整とか、時間外勤務手当が減ったとか、そういったところを相殺させていただいたというところなんです。

燃料費につきましては、施設燃料費の高騰ということで、所要額を計上させていただいて、相殺した中での688万円の減額となっております。

以上です。

○議長（根津公男君） 渡辺議員。

○6番（渡辺訓雄君） その説明はその説明として、総合福祉センター全体で、今後の取組、介護も含めて、全体を含めて、いろいろな取組をしているのだけれども、42ページと連動するか、しないかは別問題として、ここの目的にあるように、総合福祉施設の運営などを察すると、人がいないと収入にならないところもあると思います。

その部署なのかということも含めてお尋ねしたのだけれども、最初からそう言うてしまうと単純なので、そういうトータル的にはどうですか。人がいないと収入になりませんね。それとは別ですか。

○議長（根津公男君） 高橋総合保健福祉施設事務次長。

○総合保健福祉施設事務次長（高橋美香君） 職員が去年の7月から介護福祉士が辞めたりとか、途中、9月以降、看護師が辞めたりとか、そういったことに伴って、やはり入所に係る人数は制限されます。それによって、入所者数も減るという実態の下、収入が減っているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（根津公男君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） なしと認めて終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

次に、議案第20号 令和3年度豊浦町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)についての質疑があれば許します。

○議長(根津公男君) 渡辺議員。

○6番(渡辺訓雄君) 金額の多寡ではないのですが、これらの当初の目的、補正の目的、事業内容も分かるのでありますが、夜間・休日の救急医療体制の確保で、単価アップなのか、夜間の休日などがちょっと増えたのか、そのところを説明願いたい。

○議長(根津公男君) 半澤国民健康保険病院事務長。

○国民健康保険病院事務長(半澤 豊君) 44ページの休日の救急医療体制の医師の確保ということで、ここにつきましては、国からの交付基準額、その積算の基礎という四角で分けられたところがありますけれども、その数字が若干多くなって、それに対する3分の2の助成が4万4,000円ほど増えたという形です。

応援医師の数が増えたとか、日数が増えたとかというのではなく、国のほうでそういう基準額というのを設けていますので、本来であれば、もっと金額があるのですが、それを上限として計算されているということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長(根津公男君) 渡辺議員。

○6番(渡辺訓雄君) 45ページの内容はおおむね分かるのでありますが、次の46ページの関係で、これらの歳入歳出で、ここにおおむね書いてあるのだけれども、分かりやすい説明を願いたい。

○議長(根津公男君) 半澤国民健康保険病院事務長。

○国民健康保険病院事務長(半澤 豊君) これにつきましては、まずこの調整交付金、この部分の補助率、この積算の基礎の四角枠であるところになります。当初が825万円に対して3分の1という内容でございました。これが、変更後のところにあるように、補助率が2分の1に変更になったということで、この差額137万5,000円の歳入が増えることになります。

この金額が増えることによって、企業債を借入している部分、こちらが増えた金額分が企業債の計算上、減額されるという部分が出てきますので、その分で企業債が少し下がったということになっております。その分の補正でございます。

以上です。

○議長(根津公男君) 渡辺議員。

○6番(渡辺訓雄君) それから、歳出の金額は別問題として、医療器械更新事業がありますが、この内訳で、超音波診断装置とか、下段にあと二つありますが、これはどういう患者さんが利用されているのですか。

実績も分かればお尋ねしたい。

○議長(根津公男君) 半澤国民健康保険病院事務長。

○国民健康保険病院事務長(半澤 豊君) まず、一番上の超音波診断装置更新事業につきましては、俗に言うエコーという機械でございます。お腹に当てて検査をするものです。

それから、二つ目の上部消化管汎用経鼻ビデオスコープについては、胃カメラです。カメラを口から飲んだり、鼻から入れたりする装置でございます。

それから、ベッドサイドモニター装置は、入院患者さんが転倒したり、落っこちたり、そういう部分を確認したり、あとは寝ているときに体に検査器具のようなものがついていまして、

その数値をナースステーションのほうで見ることができる装置でございます。

以上です。

○6番（渡辺訓雄君） 利用状況も分かりますか。

○議長（根津公男君） 半澤国民健康保険病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（半澤 豊君） ベッドサイドモニターにつきましては、現在、使っている方は3人程度だったと思うのですけれども、実際に利用しております。

また、上の二つについては、特に健診事業、こういうときに活用させていただいております。

以上です。

○議長（根津公男君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

以上で、本日の日程が全て終了いたしました。

ここで、あらかじめ告知をしておきます。

本会議は、引き続き明日3月9日午前10時より、一般質問を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

◎散会宣告

○議長（根津公男君） 本日は、これをもって散会といたします。

午後3時27分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年3月8日

議 長

署名議員

署名議員